

平成18年7月27日
農 林 水 産 省

牛肉を原材料とする加工食品等に係る原産地表示等の推進について

平成18年7月27日開催の牛海綿状脳症（BSE）対策本部決定事項を受け、消費者の合理的な選択に資する観点から、①牛肉を使用した加工食品の原産地表示や、「外食における原産地表示に関するガイドライン」に基づく原産地表示など事業者による主体的な情報提供の一層の活性化を促すとともに、②牛肉の原産地表示等についてJAS法に基づく監視指導の更なる徹底を図ることとし、下記のとおり通知文書を発出しました。

記

1 「牛肉を原材料とする加工食品等に係る原料原産地情報の積極的な提供について」

発出者	農林水産省消費・安全局長、総合食料局長、生産局長
発出先	<p>（流通小売業関係団体、食品製造業関係団体、中食産業関係団体） 社団法人日本食肉加工協会、社団法人日本食肉協会、社団法人日本畜産副産物協会、社団法人日本ハンバーグ・ハンバーガー協会、日本ハム・ソーセージ工業協同組合、全国食肉事業協同組合連合会、全国食肉業務用卸協同組合連合会、全国小売市場総連合会、日本スーパーマーケット協会、日本小売業協会、日本百貨店協会、日本チェーンストア協会、社団法人日本セルフ・サービス協会、社団法人日本ショッピングセンター協会、社団法人全国スーパーマーケット協会、社団法人日本フランチャイズチェーン協会、社団法人日本ボランティアチェーン協会、協同組合セルコチェーン、全日本スーパーギルド商業協同組合連合会、全日食チェーン商業協同組合連合会、無添加食品販売協同組合、社団法人日本加工食品卸協会、社団法人日本外食品卸協会、全国給食事業協同組合連合会、日本給食品連合会、日本マーガリン工業会、社団法人日本缶詰協会、日本ソース工業会、全日本カレー工業協同組合、全国マヨネーズ・ドレッシング類協会、全国ふりかけ協会、日本ベビーフード協議会、日本介護食品協議会、日本凍結乾燥食品工業会、食品新素材協議会、新食品会全国病院用食材卸売業協同組合、日本からし協同組合、全国食酢協会中央会、日本うま味調味料協会、全日本スパイス協会、全国みりん風調味料協議会、日本加工わさび協会、風味調味料協議会、全日本菓子協会、日本スープ協会、社団法人日本弁当サービス協会、社団法人日本冷凍食品協会、社団法人日本惣菜協会、日本デリカフーズ協同組合、フード流通システム協同組合、協同組合フレッシュフ</p>

	<p>ーズサプライ、エスエムデリカチーム協同組合、全国総菜宅配協会、全国餃子焼売工業協会、ピザ協議会、財団法人食品産業センター、社団法人日本べんとう振興協会、社団法人日本パン工業会、全日本パン協同組合連合会、社団法人日本即席食品工業協会、社団法人日本パスタ協会、社団法人全国ビスケット協会、全国乾麺協同組合連合会、全国製麺協同組合連合会、日本フラワーペースト工業会、有限責任中間法人日本冷凍めん協会、社団法人全国包装米飯協会、社団法人日本炊飯協会、全国米菓工業組合、日本醤油協会、全国農業協同組合連合会、全国畜産農業協同組合連合会、全国開拓農業協同組合連合会、全国酪農業協同組合連合会、日本即席スープ協会</p> <p>(外食産業関係団体) 社団法人日本麺類業団体連合会、社団法人日本フードサービス協会、事業協同組合全国焼肉協会、社団法人日本給食サービス協会、食農協働レストラン事業協同組合、日本外食産業名店会協同組合、社団法人国際観光日本レストラン協会</p>
発出年月日	平成18年7月27日
内容等	別添1のとおり

2 「牛肉及び牛肉加工品等の原産地等の表示に関する緊急特別調査の実施及び監視・指導の徹底について」

発出者	農林水産省消費・安全局長
発出先	各地方農政局長、北海道農政事務所長、沖縄総合事務局農政事務所長、各都道府県知事及び(独)農林水産消費技術センター
発出年月日	平成18年7月27日(※緊急特別調査は8月1日から実施)
内容等	別添2のとおり

問い合わせ先

農林水産省消費・安全局表示・規格課

担当：神井、足立、小林、田中

Tel 03-3502-8111 (3301、3307、3281、3285)

夜間直通 03-3501-3727

18消安第4859号

平成18年7月27日

(別紙1及び2)あて

農林水産省総合食料局長

農林水産省消費・安全局長

農林水産省生産局長

牛肉を原材料とする加工食品等に係る原料原産地情報の積極的な提供について(通知)

牛肉や牛由来の原材料(以下「牛肉等」という。)を使用した加工食品や外食産業において提供される牛肉等を使用した料理等(以下「牛肉加工品等」という。)に関しては、原料の原産地について、消費者から高い関心が寄せられています。例えば、農林水産省に設置されている「消費者の部屋」に数多くの意見が寄せられているほか、本年6月1日から14日まで全国10カ所において厚生労働省及び農林水産省が開催した「米国産牛肉輸入問題に関する意見交換会」においても、消費者が選択できるよう牛肉加工品等の原料の原産地表示の義務化を要望する等の意見が出されているところです。

こうした中、今般、米国産牛肉の輸入手続再開が決定され、今後一層牛肉加工品等の原料の原産地に関する消費者の関心が高まることが見込まれます。

(別紙1の流通小売業関係団体、食品製造業関係団体及び中食産業関係団体あて)

このような消費者の関心の高まりに対応して、牛肉加工品等に関連する事業者が、主体的な判断に基づき、商品等への表示やホームページ等により情報提供を積極的に行うことは、消費者の商品選択に資するとともに、消費者と事業者の間の良好な信頼関係の構築に資する取組として極めて重要と考えられます。

このため、貴団体におかれましては、傘下の事業者が牛肉加工品等を消費者等に提供・販売するに際し、原料の原産地について商品、ポップ等への表示、ホームページ、お客様相談窓口の対応等により積極的に情報提供する取組を促進していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

(別紙2の外食産業関係団体あて)

このような消費者の関心の高まりに対応して、外食事業者が、主体的な判断に基づき、メニュー等への表示等により牛肉を始めとする食材の原産地情報の提供を積極的に行うことは、消費者の商品選択に資するとともに、消費者と外食事業者間の良好な信頼関係の構築に資する取組として極めて重要と考えられます。

このため、貴団体におかれましては、「外食における原産地表示に関するガイドライン」に基づく原産地表示のより一層の取組を促進していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。